

令和8年度

認定こども園のしおり



こども未来室

はじめに

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設であり、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

そこで子どもたちが集団生活をとおして遊びや生活、仲間との結びつきの中から子ども自身の力でいろいろな事を経験し、成長していくことをめざしています。

また「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てる・生きる力を育てる」を目標にして、子どもたちが安心安全に生活できるよう、家庭と手をつなぎ、協力しあって子どもを育てていきたいと思います。



児童の権利に関する条約（4つの原則）

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 差別の禁止（差別のないこと）



教育・保育目標について

～人権を大切に作る心を育てる・生きる力を育てる～

- ・自分らしさをだし、持っている力を表現できる子ども
- ・人とのかかわりの中で、それぞれの良さや違いを認め合える子ども
- ・自分も友だちも大切な存在と思える子ども
- ・楽しく食べる子ども

☆子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境のもと、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とします。

☆一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意し、遊びや生活を通して基本的な生活習慣、自然への興味、社会性や言葉への興味や関心を育て、豊かな感性、表現力、創造性の芽生えを養うことを目標とします。

☆人とのかかわりの中で、愛情と信頼感、人権を大切に作る心を育て、すべての子どもが将来にわたって、思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また異なった文化を持った人たちと共生できる人間として自立できる力を培うことを目標とします。

☆さまざまな体験や伝統的文化・行事を教育的配慮を持って計画し、豊かな感性や表現力、想像力を養うことを目標とします。

☆食を保育に位置づけ、子どもたちの発見や意欲を大切に、それぞれの時期にふさわしい体験を積み重ねていくことで、「食を営む力」の基礎を培うことを目標とします。

特別支援児保育について

和泉市の認定こども園では、和泉市特別支援児保育実施要綱に基づき、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする児童に、職員が必要に応じて支援をおこないます（特別支援児保育）。

子どもたちが、遊びや生活を通して一人一人の違いや個性を尊重し、お互いに認め合い、仲間と共に成長していくことをめざしています。

個人情報について

園への提出書類に記載していただく個人情報は取り扱いに十分注意し、目的以外には使用いたしません。

教育・保育時間について

基本時間（1号）・・・午前9時から午後3時まで

（2・3号）・・・午前9時から午後5時まで

☆標準時間認定（2・3号）の方は勤務の都合等で基本時間を超えて保育の必要な場合は、延長保育申請書の提出をお願いします。

☆登園、降園時間は届け出た時間を守ってください。特にお迎えの時間が変わるときは、その都度園へ連絡してください。

☆お子さまの体調などにより、早くお迎えに来ていただくことがあります。

☆土曜日（2・3号）については、仕事がお休みの場合は、ご家庭で過ごしていただきますようお願いいたします。

休園日について(休業日)

1号：土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間、その他特に必要とする日。

夏季休業日…7月21日～8月31日(夏季保育あり)

冬季休業日…12月25日～1月6日

春季休業日…3月20日～4月9日

2・3号：日曜日、国民の祝日、年末年始、その他特に必要とする日。

登降園について

☆登降園に際しては、ご家庭が責任をもって送迎してください。

決められた方以外のお迎えは必ず事前に連絡してください。

なお、原則として「小学生」による送迎は認められません。

☆欠席あるいは登園が特におそくなる場合には当日の午前9時30分までに連絡してください。

☆送迎に際しては、職員に声をかけるようにしてください。

☆不審者侵入防止のひとつとして、送迎カードを保護者の方に配布しますので、送迎時に使用してください。

服装及び持ち物

0・1・2歳児・・・自由で活動しやすい服・カラー帽子

3・4・5歳児・・・制服(個人購入) 原則制服着用・カラー帽子・通園かばん

☆持ち物・服などには、必ず名前をご記入ください。

☆次の衣類等については、園で着用しないようお願いします。

1. フード付きやヒモのついた物

2. 通園かばんのキーホルダー等、ピアスやビーズ、スパンコール等の装飾がついた物

(ヒモが遊具等の隙間や枠に引っかかり首がしまったり、踏んで転倒したりするおそれがある。また、装飾は集団生活において誤飲等の可能性があるため、大きな事故につながる危険性が高い。)



災害時の措置について

・大雨警報(浸水害)・暴風警報又は特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)の発令時、また震度5弱以上の地震が発生した場合の保育について

☆大雨警報(浸水害)・暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休園です。

※大雨警報(浸水害)・暴風警報又は特別警報が解除になり、施設等の安全が確認できた時点で保育を実施します。

☆在園中に大雨警報(浸水害)・暴風警報又は特別警報が発令された場合は、子どもの安全を最優先に考え、お迎えに来ていただきます。電車の運休等によりお迎えが難しくなることが予想される場合は、登園前に家庭保育のご検討をお願いいたします。

☆「洪水警報」その他の災害については、原則として休園しませんが、各園により状況が異なることがありますので、園の指示にご協力をお願いします。

☆在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合、ご自身の身の安全を確保の上、お子様のお迎えをお願いします。保護者によるお迎えが難しい場合は、緊急時園児引渡しカードに記載されている方へ引渡しをします。

☆午前0時以後に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園です。震度4以下の地震が発生した場合のうち、安全確保が困難である場合は、ご家庭の判断により自宅待機をお願いします。ただし、午前0時以前であっても、震度7クラスの大地震が発生した場合は、臨時休園をすることがあります。

☆2・3号については、子どもの安全を最優先に考えた上で、被災状況及び施設や周辺の通園経路等の安全が確認できた時点で保育を実施します。園により保育実施が異なることも想定されますのでご理解ください。

午前10時までに保育実施の場合は給食を提供します。

午前10時以降に保育実施の場合は、弁当持参または食事を済ませて登園してください。台風接近が予想される場合や被災状況により通常通りの昼食・間食の提供ができないこともありますのでご理解ください。

緊急時園児引渡しカードについて

☆地震や津波・洪水等緊急を要する大災害が起きた場合、子どもの安全を最優先するため、保護者以外の方が自主的に迎えに来ていただく際に使用する大切なカードです。ご家族で十分に話し合ってお決めいただき、引き渡し者にもご理解いただきますようお願いいたします。また、提供していただいた内容が変更になった場合は速やかにお知らせください。

◎園からの情報については、メール等で連絡させていただきますので、和泉市メールマガジンへの登録にご協力ください。通信困難な場合も予想されますが、まずは安全確保を最優先に判断をお願いします。

0～2歳児クラスに在籍する児童の保育料の減額等について

同一世帯で下記の施設又はサービスを利用している就学前児童が2人以上いる場合、年齢が高い児童から順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は全額免除になります。ただし、市で1～3号認定を受けていない児童及び企業主導型保育事業を利用している児童については在園を確認するため、別途手続きが必要です。

こども未来室までお申し出ください。

また、退園等で利用がなくなった場合も、こども未来室へお申し出ください。

また、同一世帯で、当該年度において18歳に達する児童を含む児童が4人以上いる場合、園に入所している第4子以降の児童の保育料は全額免除となります。その他保育料の減免については、市のホームページや保育料表等をご確認ください。

<対象施設サービス>

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援。

*認可外保育施設や一時預かり事業での利用をする場合は上記の対象外となります。

徴収金について

☆保育料…0・1・2歳児のみ、保護者の市町村民税課税額の合計により決定します。

☆給食費…1号：月額3,800円（3.4.5歳児）

（主食費・月額750円 副食費・月額3,050円）

2号：月額5,400円（3.4.5歳児）

（主食費・月額900円 副食費・月額4,500円）

当該月に前半（1日～15日）もしくは、後半（16日～月末）引き続き欠席の場合半額

*口座振替について

保育料と給食費は口座振替となります。

金融機関での口座振替日は、毎月末日（ただし12月は25日）で末日が土、日、祝日のときは、翌営業日になります。その他の諸費等は園で現金徴収致します。

☆預かり・延長保育利用料…預かり、延長保育を利用される場合は、有料となります。利用料は、園で現金徴収します。

| 項目 | 対象児童 | 時間帯 | 保育料階層区分1・2・3世帯 (生活保護受給者・非課税世帯) | | 左記以外の世帯 | |
|--------|-----------------|-------------|-----------------------------------|--------|---------|--------|
| | | | 日額 | 月額 | 日額 | 月額 |
| 延長保育①※ | 短時間認定 | 7:00～9:00 | 100円※ | | 100円※ | |
| 延長保育②※ | 短時間認定 | 17:00～18:30 | 100円※ | | 100円※ | |
| 延長保育③ | 短時間認定 標準時間認定 | 18:30～19:00 | 100円 | 1,000円 | 300円 | 4,000円 |

※①②の両方を利用した場合も、片方のみを利用した場合も100円です。

※1号認定の預かり保育について、手続き等の詳細はP11、12に記載しています。

☆写真代…年間960円徴収します。

☆アルバム代…660円程度徴収します。

☆災害共済負担金…年間200円徴収します。

保護者参加の主な行事

入園式、家庭訪問(希望者)、保育参観または半日保育参加、懇談会(クラス・個人5歳児)、試食会、運動会、発表会、卒園式

◎行事は年間予定表や園だよりでお知らせします。

安全対策について

☆園児が安全に、安心して過ごせるように、オートロック施設、防犯カメラ、カメラ付インターホン、大阪府警直結の非常通報装置、サスマタ等を設置しています。

☆毎月、災害避難訓練(火災・地震等)と不審者対処避難訓練を実施しています。

☆毎月、遊具の安全点検等を実施しています。

お願いしたいこと

☆朝食を食べることにより、身体は元気に活動を始めます。睡眠時間を十分にとり朝食をすませて登園してください。

☆毎日カバンの中を点検してください。

☆園のことや子育てに関する事で、わからなかったり、悩んだりした時は、いつでもご相談ください。

食事について

乳幼児の食事は、成長発達のための栄養補給はもとより、豊かな心を育てる上でも重要な意義を持っています。認定こども園での食事は、「望ましい食事習慣の基礎をつくること」「みんなでおいしく楽しく食べることを目標に、安全、安心な食材を使用し、地場産のものを取り入れ、栄養バランスのとれた手作りの食事内容を基本に実施しています。



☆おたよりについて

献立表とたべものだよりは、月1回配信しますので、ご確認ください。

☆食育活動について

園内で収穫した食材を使用したクッキングや献立に使用する食材を手にとって見る等、食に興味や関心を持てるような取組みを行っています。

☆食物アレルギー等について

医師の指示に基づき、ご家庭との連携のもとに、集団給食の範囲内で、除去食・代替食を実施しています。

調理については、他児と同一の調理室、同一の調理器具で行います。対応が難しい場合は、お弁当持参をお願いすることがありますので、ご了承ください。

健康について

園では友だちと遊びながら丈夫なからだづくりをしています。

しかし、乳幼児は病気に対する抵抗力が弱く、特に、集団生活の場は感染する機会が多くなります。

日ごろのお子さまの健康状態には十分気をつけましょう。

☆朝、いつもと様子が違う・顔色がよくない・熱があるとき等は登園を見合わせましょう。

☆園で身体の状態が悪くなった場合は、保護者の方に連絡しますので、お迎えをお願いします。

☆感染症にかかったら、医師の指示に従ってお休みしてください。

感染症のため、医師より出席停止の指示を受けた場合は、登園する際に「学校感染症に係わる登園に関する意見書」が必要です。意見書は、園にあります。また、和泉市のホームページよりダウンロードできます。診断された医師に記入してもらい、登園の際に、園に提出してください。

詳しくは、9、10頁の表を参考にしてください。

(意見書とは、あくまでも伝染のおそれが極めて少なくなったために登園可能と医師が判断したもので、お子さまの全身状態から、集団保育が困難であると園が判断した場合は、自宅療養をお願いすることがあります。)

☆各種健康診断・検査の結果はカードでお知らせします。

☆薬について

原則として、薬のお預かりはお断りしております。医師の診断を受けるときは、お子さまの保育時間と、園では原則として薬の使用が出来ないことをお伝えください。

1日3回の薬の使用が必要な場合は、登園前・帰宅時・就寝前の使用でもよいか、医師にご相談ください。

医師の指示にて園での服用が必要とされる場合は、園にご相談ください。

園での薬の管理に限界のあることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

☆園でのけがについて

園児の安全には、全職員が細心の注意をはらい保育にあたっていますが、いつ、どこで、思いがけない事故やけがが起こるかわかりません。

けがをして医師の手当てを必要とするときは、保護者の方に連絡いたしますので、医療機関に同行をお願いします。引き続き通院が必要なときはご家庭でお願いします。

*費用については、7頁の、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」への加入についてをご覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの

「災害共済給付」への加入について

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されており、災害共済給付(医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給)に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

学校又は保育所等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)について、その保護者に対し災害共済給付(負傷、疾病に対しては医療費、負傷、疾病により身体に障害が残った場合は障害見舞金、また、死亡した場合は死亡見舞金を支給すること)を行います。

医療費の支給範囲は、医療保険の医療給付の範囲を基準にしています。

災害共済給付は、「学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資すること」を目的としており、園では、園児全員の加入をお願いしておりますので、ご同意いただき、下記掛金をご負担くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和7年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

1. 掛金(年額)

| | | | | |
|-----|------|-------|-------|------|
| 掛 金 | 285円 | 負 担 割 | 市 負 担 | 85円 |
| | | | 加入者負担 | 200円 |

*生活保護世帯においては、加入者負担金は公費で負担されます。

2. 加入手続き

- (1) 在園中の園より5月1日現在で加入します。
- (2) 途中入園などによる児童は、その都度加入します。

3. 給付対象・給付額

| 災害 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|--------------|---|--|
| けがや病気の 場合 | 医療費総額が5,000円以上のものが対象となります。 (保険外及び薬剤一部負担金の保護者負担分は除く) | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 |
| 障害が残った 場合 | けがや疾病(センターの認めた病気)が治った後に残った身体の障害で、その程度により1級から14級に区分されます。 | 障害見舞金 4,000万円～88万円 (通園中は 2,000万円～44万円) |
| 死亡した 場合 | 事故や疾病(センターの認めた病気)に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円 (通園中は 1,500万円) |
| | 突然死 運動などの行為と関連のない場合 | 死亡見舞金 1,500万円 (通園中も同額) |
| | 突然死 運動などの行為に起因する場合 | 死亡見舞金 3,000万円 (通園中は 1,500万円) |

4. 給付対象となる園の管理下の範囲

園で保育中(遠足・園外活動などを含む)、通園中のすべてを含みます。

*但し、通園中は通常経路によるもの

5. その他

- (1) 給付手続きは在園中の園で取扱いします。帰宅されたあと医療機関へかかれた場合は、園まで申し出てください。
- (2) 給付金は申請手続きのあと約3～4か月後、園よりお渡しします。
同一災害の傷病については、医師の指示により受療している場合は、10年間医療費が給付されます。
- (3) 給付申請の期限は、その給付事由が発生した日から2年以内となっています。
- (4) 公費診療(こども医療、ひとり親家庭医療等)ではなく一般保険診療での受診にご協力をお願いします。

感 染 症 に つ い て

感染症に罹って、医師から出席停止の指示を受けた場合は、登園する際、「学校感染症に係る登園に関する意見書」が必要です。

1. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」に記載されている感染症

| 病 名 | 登 園 の め や す | 主 な 症 状 | 潜伏期間 |
|-----------------------------|---|---------------------------------------|-------------------------------|
| 麻 疹 (は し か) | 熱が下がった後、3日を経過している | 発熱、咳、鼻水、目の充血、目やに、発疹 | 8～12日 |
| 風 疹 | 発疹が消えている | 発疹、発熱、リンパ節の腫れ、倦怠感、目の充血 | 16～18日 |
| 水 痘 (みずぼうそう) | 全ての発疹が、かさぶたになっている | 発疹が顔や頭部に出現し、やがて全身へと広がる | 14～16日 |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、全身状態が良好になっている | 発熱と唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)の腫れ、痛み | 16～18日 |
| 百 日 咳 | 特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了している | 特有な咳(コンコンヒューヒュー)が長期に続く | 7～10日 |
| 咽 頭 結 膜 熱 (プ ール 熱) | 発熱、目の充血等の症状が消失した後2日を経過している | 発熱、扁桃腺炎、結膜炎 | 2～14日 |
| 結 核 | 医師により感染のおそれがないと認められている | 発熱(微熱)が続く、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ | 3か月～数10年 (6か月以内に発病することが多い) |
| 腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症 | 医師により感染のおそれがないと認められている | 水様下痢便、腹痛、血便 | 主に10時間～6日 |
| 流行性角結膜炎 | 症状が消失している | 目の充血、目やに、目に膜が張る | 2～14日 |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められている | 強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁 | 1～3日 |
| A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症) | 抗菌薬の内服後24～48時間が経過している | 扁桃炎(発熱、のどの痛み、舌がいちご状に赤く腫れる、発疹が出る) | 2～5日 |
| 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれている | 嘔吐、下痢、脱水 | 12～48時間 (ノロ) 1～3日(ロタ) |
| アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症) | 医師により感染のおそれがないと認められている | 発熱、のどの痛み、目の充血 | 2～14日 |

2. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」中の、その他の感染症の例

| 病 名 | 登 園 の め や す | 主 な 症 状 | 潜伏期間 |
|-----------------|------------------------------------|---|-------|
| インフルエンザ | 発症した後5日経過し、かつ熱が下がった後、3日を経過している | 突然の高熱、倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛等の全身症状、咽頭痛、鼻汁、咳等の気道症状 | 1～4日 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過している | 発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常 | 1～14日 |
| マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっている | 咳、発熱、頭痛等のかぜ症状がゆっくり進行し、咳は徐々に激しくなる | 2～3週間 |
| 手足口病 | 発熱や口腔内の発疹の影響がなく、普段の食事がとれている | 口腔内や手足などに発疹、発熱、頭痛、嘔吐 | 3～6日 |
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆っている | 水疱(水ぶくれ)やびらん、痂皮(かさぶた)が、鼻周囲、手足等の全身にみられる | 2～10日 |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 全身状態が良い | かぜ症状と両ほほ、腕、足にレース状、網目状の赤い発疹が出る | 4～14日 |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の発疹の影響がなく、普段の食事がとれている | 発熱、のどの痛み、のどに赤い発疹 | 3～6日 |
| 突発性発疹 | 熱が下がり、機嫌が良く全身状態が良い | 3日間程度の発熱の後、解熱するとともに紅斑が出る | 9～10日 |
| RSウイルス感染症 | 咳やたんなどの、呼吸器症状が消失し、全身状態が良い | 発熱、鼻水、咳、喘鳴(ゼーゼーと苦しそうな呼吸) | 4～6日 |
| ヒトメタニューモウイルス感染症 | 咳などが安定し、全身状態が良い | 咳、喘鳴(ゼーゼーと苦しそうな呼吸) | 3～5日 |

3. 上記以外の疾患でも、意見書を願います場合があります。

(参考)

- ・学校保健安全法施行規則 第十八条(感染症の種類)
- ・学校保健安全法施行規則 第十九条(出席停止期間の基準)
- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
- ・感染症法
- ・保育所における感染症対策ガイドライン
- ・学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説
- ・学校において予防すべき感染症の解説



○施設等利用給付認定の申請について（無償化の対象となるために）

保育の必要性がある場合は、預かり保育部分について補助を受けることができます。
 新2号認定 450円×利用日数分の補助（11,300円/月上限）
 ただし、補助を受けるためには新2号認定の申請が必要になります。市で全ての書類が確認できた日より認定します。遑って認定は出来ませんので、必ず事前に申請をお願いいたします。

・提出書類

①第2号様式（子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号））

②保護者全ての児童を保育できないことを証明する書類（下線書類は市の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードも可能です。）

※きょうだいで申請する場合は人数分の提出が必要です。（原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可。）

| 保育を必要とする事由 | | 提出書類 | 利用できる期間(最長) |
|------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------|
| 就労 | ひと月の休憩等を含む労働時間が月64時間以上 | 就労証明書 | 就学前まで（雇用期間の定めがある場合は、その期間に従います） |
| 妊娠・出産 | 妊娠中である 又は出産後間がない | 申立書+母子健康手帳の写し（母の氏名を記載したページと分娩予定日を記載したページの写し） | 分娩予定日及び分娩日が属する月とその月の前後2ヶ月間 |
| 疾病・障がい | 疾病又は障がいを有している | 申立書+診断書等または身体障がい者手帳等の写し（診断書には「保育ができない旨」の記載が必要） | 就学前まで |
| 病人の介護等 | 同住所の親族を常時介護又は看護している | 介護・看護状況申告書+介護・看護を受ける方の診断書や障がい者手帳の写し等 | 就学前まで |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている | 申立書+罹災証明書等 | 就学前まで |
| 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている | 申立書 | 3ヶ月以内（※1） |
| 就学 | 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している | 就学（予定）証明書 | 就学期間中 |
| 育児休業取得中の継続利用（※2） | 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である | 就労証明書（育休復帰日が記載されているもの） | 就学前まで |
| その他 | その他上記に類するものとして市が定める事由に該当する | 事情により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。 | 事情により異なります。 |

※1 求職活動の申立書については、施設等利用給付認定開始日から3ヶ月間有効です。

※1 再度求職活動での認定を希望する場合は、「求職活動状況報告書」の提出が別途必要となります。

※2 育児休業が事由の新規申請は原則できません。（課税世帯により新3号を受けられなかった場合を除く）

③その他の書類について

| 事由 | 提出書類 |
|--------------|---|
| ひとり親 | 児童扶養手当証書またはひとり親家庭医療証の写し、もしくは3ヶ月以内に発行された戸籍の全部事項証明（戸籍謄本） |
| ひとり親家庭に準ずる場合 | 拘禁証明書、調停期日通知書、警察への行方不明者届（ひとり親家庭に準ずる場合：保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明の場合等） |

※世帯状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

子育て等支援事業・相談窓口一覧表

| 名 称 | 内 容 説 明 |
|---------------------------|---|
| 病児保育事業 * (利用料金必要) | <p>保育所等に通所中の児童が病気やけがのため、集団保育が困難な期間一時的に児童をお預りします。</p> <p>実施日時 月曜日～金曜日（祝日等休日除く） 午前8時30分～午後6時（診察開始8時）</p> <p>問 なかじまクリニック小児科・循環器科 「病児保育室ポッぽ」 ☎ 51-0037</p> |
| 休日保育事業 * (利用料金必要) | <p>原則として、継続的に保護者が就労により休日に家庭での保育が困難な場合、和泉市にて支給認定を受けており、和泉市内の保育園及び認定こども園に在園中または、和泉市から他の市町村に保育委託している児童が利用できます。</p> <p>利用時間 原則午前8時30分～午後4時30分 (必要に応じ午前7時30分～午後7時) ただし、午後6時30分～午後7時の利用は延長料金が必要です。</p> <p>問 認定こども園新光明池幼稚園 ☎ 55-2199</p> |
| 一時預かり事業 * (利用料金必要) | <p>和泉市内在住で6カ月～就学前の児童(原則として保育所及び認定こども園に在籍していない児童)が対象で、保護者の就労、出産、看護等、やむを得ない事情により保育が困難な場合、一時的に児童をお預かりする事業です。</p> <p>※市外の方でも、保護者の出産や介護等による里帰りのため、一時的に和泉市に滞在している児童は対象となります。</p> <p>保育時間 ○公立園 月曜日～金曜日…午前9時～午後5時 土曜日…午前9時～正午 ○民間園 月曜日～土曜日…午前9時～午後5時 【ただし、事情により前後1時間の延長保育(有料)あり】 ☆日曜日、祝日以外にも利用できない日もありますので、各園で確かめてください。</p> <p>利用できる保育所及び認定こども園・期間につきましては、市ホームページでご確認ください。</p> <p>問 こども未来室 幼保運営担当 ☎ 99-8137(直通)</p> |
| 園の育児教室 | <p>未就園児とその保護者を対象に遊びや行事に参加して子育ての交流をします。各園の日程につきましては、市ホームページでご覧いただけますので、ご確認ください。</p> <p>問 こども未来室 幼保育成担当 ☎ 99-8164(直通)</p> |

* 利用料金については所得に応じて一定の自己負担金が生じます。

| 名 称 | 内 容 説 明 |
|---|---|
| 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー | <p>在宅で子育てをする就園前の子どもをもつ家庭等に、つどいの場の提供、育児不安等についての相談、子育てサークル等への育成支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。</p> <p>問 子育て支援センターぶらんこ(国府幼稚園内) ☎ 45-7010</p> <p>問 地域子育て支援センターハッピーランド (認定こども園さいわいこども園内) ☎ 41-5333</p> <p>問 クレアール子育て支援センター (幼保連携型認定こども園クレアール保育園内) ☎ 55-8355</p> <p>問 ひかり GreenWell 子育て支援センター (認定こども園ひかり GreenWell 内) ☎ 56-2002</p> <p>問 認定こども園横山きのみこども園子育て支援センターおひさま (認定こども園横山きのみこども園内) ☎ 90-2501</p> |
| いずみ・エンゼルハウス (利用料金必要) | <p>問 いずみ・エンゼルハウス鶴山台 ☎ 41-1232</p> <p>問 いずみ・エンゼルハウス府中 ☎ 45-7101</p> <p>問 いずみ・エンゼルハウス和泉中央 ☎ 92-8322</p> <p>問 いずみ・エンゼルハウス青葉台 ☎ 90-6003</p> |
| いずみファミリー・ サポート・センター 事 業 (利用料金必要) (指定の研修を受講 することが必要) | <p>市内在住で0歳から小学生以下の子どもが対象で、育児の援助をしたい方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織です。 保育施設の開始前や保育終了後、小学校の放課後等に子どもを預かったり、保育施設までの送迎をおこなったり、育児の一時的な援助活動を行います。</p> <p>問 いずみファミリー・サポート・センター(こどもNPOセンターいずみっ子内) ☎ 45-0659</p> |
| いずみファミリー・ サポート・センター 訪問型病児・病後児 保 育 事 業 (利用料金必要) (指定の研修を受講 することが必要) | <p>原則、市内在住で生後6か月から小学生以下の子どもが対象で、育児の援助をしたい方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織です。 子どもが病気のため、集団保育等が困難な場合、育児の一時的な援助活動を行います。</p> <p>問 いずみファミリー・サポート・センター(こどもNPOセンターいずみっ子内) ☎ 45-0659</p> |
| ふたば幼児教室 第2ふたば幼児教室 | <p>就園前の幼児が、乳幼児健診などで言葉や発達について気になるところがある場合、保護者とともに通室し、遊びを通じて日常生活に必要な基本的能力の発達を援助します。</p> <p>問 ふたば幼児教室 ☎ 43-9111</p> |
| ショートステイ事業 * (利用料金必要) | <p>3か月以上18歳未満の子どもが対象で、保護者の疾病、出産、看護、事故等の理由により一時的に児童の養育が困難な場合、または母子が一時的に支援を必要とする場合や児童自身が一時的な利用を希望する場合、1日24時間、7日間を限度として児童養護施設等で預かります。</p> <p>問 子育て支援室 ☎ 99-8136(直通)</p> |

| 名 称 | 内 容 説 明 |
|-----------------------------------|---|
| トワイライト ステイ事業 * (利用料金必要) | 18歳未満の子どもが対象で、ひとり親家庭などで勤務の関係で帰宅が遅くなり、生活指導や家事面などが困難な場合、午後6時以降、午後10時まで児童養護施設等で預かります。 問 子育て支援室 ☎ 99-8136(直通) |
| こどもまんなかセンター こども家庭相談 | 子どもの養育やしつけ、気になる言動等、おもに就学以降の子育てに関する相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日(祝日等休日除く) 午前9時～午後5時15分 問 こどもまんなかセンター 子育て支援室 ☎ 99-8135(直通) |
| こどもまんなかセンター 母子健康相談 | 妊娠、出産、乳幼児期の健康や発育・発達、子育て等に関する相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日(祝日等休日除く) 午前9時～午後5時15分 問 こどもまんなかセンター 保健センター ☎ 47-1551 保健福祉センター ☎ 57-6620 |
| 教 育 相 談 | 児童・生徒の学校(園)生活や家庭生活等で発生する教育上の諸問題について教育相談員が相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日(祝日等休日除く) 午前9時～午後5時 電話相談(来所相談は予約必要) 問 和泉市教育センター ☎ 58-7163 |
| ひとり親自立支援 相 談 | ひとり親家庭の人や寡婦の人が子育てや家庭で悩んでいることについて相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日(祝日等休日除く、要予約) 午前9時～午後5時15分 来所相談(電話相談もおこなっています) 問 子育て支援室(母子・父子自立支援員) ☎ 99-8136(直通) |
| こども医療費助成 | 健康保険に加入している18歳(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子どもの医療費を助成します。 問 子育て支援室(こども支援担当) ☎ 99-8136(直通) |
| ひとり親家庭 医 療 費 助 成 | 健康保険に加入している18歳(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子と母または父、両親のいない子と養育者の医療費を助成します。 ◎所得制限があります。 問 子育て支援室(こども支援担当) ☎ 99-8136(直通) |

* 利用料金については所得に応じて一定の自己負担金が生じます。

和泉市健康づくり推進室事業

○乳幼児健診を受けましょう！！

保健（福祉）センターで実施している乳幼児健康診査では、医師をはじめ栄養士・歯科衛生士・保健師・発達育児相談員などがこどもの成長や発達を確認し、今後の健康や育児について一緒に考えていきます。また、子育てや健康情報の提供を通じて、子育てを応援していきます。園で健診をうけている場合でも受診しましょう。

○一人で悩まず、相談しましょう！！

保健（福祉）センターでは、妊娠・出産・子育てや健康づくりに関する相談に応じます。気軽にご相談ください。

| 名 称 | 内 容 説 明 |
|------------------------|---|
| 乳 幼 児 健 康 診 査 | <p>【個別健康診査】 1か月児健康診査（母子健康手帳交付時受診票配布）、乳児後期健康診査（4か月児健康診査時受診票配布）</p> <p>【集団健康診査】 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査</p> <p>集団健康診査の対象となる乳幼児には個別通知します。 指定の健診日に受診できない場合は変更しますので、ご連絡ください。また、集団健康診査を受けることができない場合には、保健師等が家庭訪問をさせていただくことがあります。</p> |
| 二 次 健 康 診 査 | <p>【のびのびクリニック・すくすくクリニック・ひまわり相談】 子どもの発育・発達に心配がある時や、乳幼児健康診査で経過観察が必要となった場合、乳幼児に対し、医師や発達相談員等による健康診査、相談を行っています。（予約制）</p> |
| 関わりにくさのある子どもをもつ保護者の交流会 | <p>子どもの発達特性により、関わりにくさや育てにくさを感じている保護者が集まって、同じ思いをもつ保護者と出会い情報交換などを行っています。</p> |

○予防接種を受けましょう！！

感染症等のまん延及び重症化予防のため、予防接種法に基づく予防接種を個別接種にて医療機関で実施しています。また定期予防接種に関する電話相談等を行っています。

○子育てアプリを活用しましょう！！

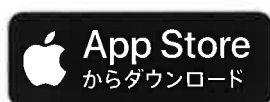
妊娠や出産、子育て、学校までの幅広い子育て情報を、必要なタイミングで簡単に入手でき、スマートフォンなどで利用できるアプリです。

和泉市が発信する子育て情報に加えて、子育て関連施設等が検索できる施設マップや子育てイベントの情報をカレンダー形式で確認できます。また、お子さんの健診や予防接種のスケジュール管理、お子さんの成長記録や育児日記など、子育て中のママさん、パパさんにうれしい機能が盛りだくさんです。

まずは、アプリをダウンロードしましょう↓↓



iPhone をご利用の方



Android をご利用の方



問合わせ先 和泉市健康づくり推進室

和泉市立保健センター 府中町四丁目11番23号 ☎ 47-1551

和泉市保健福祉センター いぶき野五丁目4番7号 ☎ 57-6620

大阪府和泉保健所 母子保健事業紹介

令和7年4月現在

| 名 称 | 内 容 説 明 |
|---------------------|--|
| 小児慢性特定疾病 医療費助成制度 | 小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）の児童等について医療費の自己負担分の一部が助成されます。 |
| 療育相談 | 慢性疾患や身体障がいのあるお子さんを対象に、医師・心理発達相談員・理学療法士・言語聴覚士・保健師が療育について個別相談を行っています。（予約制） |
| 講演会・交流会 | 小児慢性特定疾病の講演会や、交流会を行っています。 |

お問い合わせ先 大阪府和泉保健所

ダイヤルイン 母子・難病・地域ケアチーム (0725)41-1391

申請手続きに関すること(事務) (0725)41-1389

和泉市保育園・認定こども園・小規模保育事業一覧表

| 施設名 | | 所在地 | 電話 |
|--|-------------------|-------------|---------------------------------|
| 【保育園】 | | | |
| 公立 | 国府第一保育園 | 井ノ口町6-42 | 43-2626 |
| | 国府第二保育園 | 府中町五丁目6-33 | 44-7722 |
| | 和泉保育園 | 伯太町二丁目5-16 | 41-5811 |
| | 北池田保育園 | 池田下町1984-1 | 55-0569 |
| | 緑ヶ丘保育園 | 緑ヶ丘三丁目1-12 | 54-2500 |
| | くすのき保育園 | 王子町二丁目8-25 | 44-9170 |
| 令和8年4月1日開園予定の幼保連携型認定こども園 | | | |
| 公立 | 北松尾こども園 | いぶき野二丁目27-1 | 54-0438(代表) 54-2066(4-5歳児室側) |
| ☆和泉保育園と国府幼稚園は、令和9年度に旧教育センター敷地(府中町四丁目)に移転統合し、公立認定こども園とする予定です。 | | | |
| 【保育園】 | | | |
| 民間 | みなまつ保育園 | 松尾寺町1525-5 | 53-3004 |
| | みなまつ保育園(分園) | 春木町905-4 | 53-3058 |
| | 夜間保育園 いぶきのほしぞら | いぶき野五丁目5-5 | 50-4000 |
| 【幼保連携型認定こども園】 | | | |
| 民間 | あいしゅう幼稚園 | 王子町1118-59 | 41-1943 |
| | 池上わかばこども園 | 池上町三丁目14-55 | 41-1441 |
| | 和泉チャイルド幼稚園 | 王子町二丁目1-52 | 41-2996 |
| | 和泉中央みのり園 | 池田下町150 | 56-2300 |
| | いぶきのPreSchool | いぶき野五丁目5-5 | 50-4000 |
| | 上代幼稚園 | 上代町138-3 | 41-2153 |
| | Kidsまゆみ | 黒鳥町一丁目5-3 | 45-9815 |
| | クレアール保育園 | いぶき野五丁目3-7 | 58-1555 |
| | さいわいこども園 | 幸二丁目7-44 | 41-1385 |
| | 信太保育園 | 尾井町二丁目7-4 | 46-0471 |
| | 新光明池幼稚園 | 伏屋町三丁目5-22 | 55-2199 |
| | すいせん保育園 | 今福町二丁目1-1 | 44-0055 |
| | すいせん府中保育園 | 府中町七丁目6-15 | 44-0033 |
| | たつのおか保育園 | 三林町1273-2 | 57-2227 |
| | 鶴山台国際幼稚園 | 鶴山台三丁目1-3 | 43-1888 |
| | 鶴山台明德幼稚園 | 鶴山台一丁目17-1 | 45-2181 |
| | てらかど保育園 | 寺門町二丁目7-5 | 41-3337 |
| | はつがの国際こども園 | はつが野五丁目12-1 | 90-6788 |
| | ひかりGreenWell | 光明台三丁目3-1 | 56-2002 |
| 横山きのみこども園 | 仏並町358-11 | 90-2501 | |
| 令和8年4月1日開園予定の幼保連携型認定こども園 | | | |
| 民間 | (仮称)くるみ | 一条院町140-2 | |
| ☆「(仮称)くるみ」は新設園となりますので、お問い合わせは園ホームページをご確認ください。 | | | |
| 【幼稚園型認定こども園】 | | | |
| 民間 | 和泉緑ヶ丘幼稚園 | 緑ヶ丘三丁目4-32 | 53-1261 |
| | 光明台幼稚園 | 光明台三丁目6 | 56-2661 |
| | ひばり幼稚園 | 寺田町二丁目2-2 | 41-4535 |
| | 双百合幼稚園 | 唐国町四丁目4-11 | 54-1770 |
| 【小規模保育事業】 | | | |
| 民間 | みのり小規模保育園 | 池田下町2263-2 | 57-8600 |

ココ♥
トリコ
イズミ